

ドローン航路サービス標準約款 Ver1.0 (案)

2026年3月初版

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

前提事項

- 本ドローン航路サービス標準約款（以下「本標準約款」という。）は、経済産業省、独立行政法人 情報処理推進機構 デジタルアーキテクチャ・デザインセンター、及び国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構作成に係る2026年3月「ドローン航路運営者向け ドローン航路導入ガイドライン Ver 2.0」及び2026年3月「運航事業者向け ドローン航路運航ガイドライン Ver 2.0」に記載された運用・サービス内容を踏まえ、運航事業者がドローン航路サービスを利用する上で、ドローン航路運営者・運航事業者間で締結する利用契約（以下、本前提事項において「利用契約」という。）の標準的な合意事項を記載した文書であり、当該利用契約のひな型として参照されることを想定し、契約手続の効率化（交渉・締結に要する時間の短縮等）を目的として作成されたものである。
- 本標準約款は、ドローン航路運営者がその管理するドローン航路において、運航事業者がレベル3及び3.5飛行を行うためのドローン航路サービスを提供することを想定して作成されたものである。本標準約款は、当該想定と異なる事例において使用することを想定したものではない。
- 本標準約款は、相互乗り入れに関しては、運航事業者が乗り入れ元のドローン航路運営者との間で利用契約を締結することにより、当該ドローン航路運営者が連携する他のドローン航路運営者の提供するドローン航路サービスを利用する方法によることを基本的には想定している¹。このような方法による相互乗り入れの実施にあたっては、別途、ドローン航路運営者間において、乗り入れ時の条件や誓約、安全上の留意点、料金の精算その他の条件を定めた契約（以下、本前提事項において「相互乗り入れ契約」という。）を締結することが必要となることに留意されたい。
- また、この前提を踏まえ、本標準約款は、相互乗り入れを実施する場合であっても、運航事業者との関係では、利用契約の当事者である乗り入れ元のドローン航路運営者が一次的に責任を負うことを前提としている。各ドローン航路運営者間の責任分界や求償の条件、方法等は、相互乗り入れ契約において定めることが想定される。例えば、仮に相互乗り入れ先のドローン航路システムの不具合に起因して事故等が発生した場合は、運航事業者との関係では利用契約に基づき乗り入れ元のドローン航路運営者が責任を負担し、乗り入れ元は乗り入れ先に対して別途相互乗り入れ契約に基づく責任分担の条件に応じて求償ないし損害賠償を請求するような形を想定している。

¹ 必要に応じて、運航事業者が乗り入れ元のドローン航路運営者との間の利用契約に加え、乗り入れ先のドローン航路運営者とも個別に利用契約を締結する場合も想定される。本標準約款においては、このような場合を想定した本標準約款の修正方法についても脚注部分で言及しており、必要に応じて参照されたい。

- 本標準約款は、2026年3月時点の航空法その他の法律、政令、ガイドライン等を踏まえて作成されたものであり、その後の法改正を反映したものではない。
- 本標準約款は、民法第548条の2以下に定める定型約款として利用することを想定して作成されたものではない。
- 本標準約款は、事業者間で締結される契約であることを前提とし、消費者契約法第二条第三項に定める消費者契約に該当することを想定して作成されたものではない。
- 本標準約款の内容は予告なしに変更される可能性がある。
- 本標準約款のうち以下の表に掲げる事項は、「ドローン航路運営者向け ドローン航路導入ガイドライン Ver 2.0」において示されるドローン航路登録制度の適合性評価要件（以下、本前提事項において「適合性評価要件」という。）の内容に鑑み、ドローン航路運営者・運航事業者間で締結する利用契約において変更することは原則として想定していない。但し、グレーでハイライトした項目については、項目自体を設けることは適合性評価要件との関係で必要と考えられるものの、その内容については必ずしも変更されないことを想定したものではない。
- 経済産業省、独立行政法人 情報処理推進機構 デジタルアーキテクチャ・デザインセンター及び国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構は、本標準約款上の義務の履行や文言の解釈等に関連して紛争又は損害が生じたとしても、一切の責任を負わない。

標準約款の条文	適合性評価要件の項目	適合性評価要件の内容との関係
全体	2-3-1 2-3-2(1)a)	適合性評価要件として、本標準約款記載の項目を含む契約の締結が求められている。 適合性評価要件として、運航事業者がドローン航路サービスを利用する際の基本的な契約条件を定めた契約書の作成が求められている。
第三条（サービスの内容・範囲）	1-3 c) 2-3-2(1)b)	適合性評価要件として、適合性評価要件 1-3-1 から 1-3-4 の要件を満足する形で提供するサービスを定義することが求められている。 適合性評価要件として、運航事業者に対して提供するサービス内容を明確にすることが求められている。
第四条（飛行レベル） 第五条（ドローン機体の仕様） 第六条（配送貨物の規制）	2-3-2(1)b)	適合性評価要件として、運航事業者に対するサービス提供条件を明確にすることが求められている。
第八条（申請のための情報提供）	1-3-5	適合性評価要件として、運航事業者に対する飛行許可・申請のための情報提供が求められている。
第十条（ドローン航路及び離着陸場等の予約）	1-3-1	適合性評価要件として、ドローン航路システムを用いてドローン航路等の予約を行うことが想定されている。
第十一条（予約の変更又はキャンセル）第2項	1-3-1, 1-3-2 a-5)	適合性評価要件として、運航の航路適合性評価結果が不適合の場合、必要に応じて航路アセット予約を否認するあるいは不成立とすることが求められており、ドローン航路運営者の契約上の権利としてこれを確保しておく必要がある。
第十五条（関係者周知）	1-3-3 b)	適合性評価要件ではドローン航路設計段階以降もドローン航路システムを介して関係者への周知を要することが想

標準約款の条文	適合性評価要件の項目	適合性評価要件の内容との関係
		定されており、このような周知を想定した条項を含めることが推奨される。
第十六条（遵守事項）	2-3-2(1)b) 2-3-2(1)e)	適合性評価要件として、運航事業者に対するサービス提供条件を明確にすることが求められているため、サービス提供にあたり運航事業者が遵守すべき条件を明確に定める必要がある。 適合性評価要件として、ドローン航路利用マニュアルの提示・説明が安全な利用確保の方法の一つとして求められており、かかる目的達成のためには同マニュアルを運航事業者に遵守させるための条項を含めることが必要となる。
第十七条（運航事業者の責務）	1-4d), 2-3-2(1)b)、2-3-3a)	適合性評価要件として、ドローン航路運営者、運航事業者それぞれの責任範囲等を明確にすること、及び約款に定めて契約を締結することが求められている。但し、責任範囲の内容について必ずしも本標準約款記載の内容とすることを求めるものではない。
第十八条（ドローン航路運営者の責務）	1-3-2 2-3-2(1)c) 1-3-3 2-3-2(1)b), 2-3-3	適合性評価要件として、運航事業者に対する安全管理サービスの提供が求められている。 適合性評価要件として、立入管理措置の支援にあたっては、SLA を設けることが求められている。 適合性評価要件として、運航事業者に対する関係者周知サービスの提供が求められている。 適合性評価要件として、ドローン航路運営者、運航事業者それぞれの責任範囲等を明確にすること、及び約款に定めて契約を締結することが求められている。責任範囲の内容について必ずし

標準約款の条文	適合性評価要件の項目	適合性評価要件の内容との関係
		も本標準約款記載の内容とすることを求めるものではないが、本条については提供サービスの内容を適合性評価要件の内容に適合させるために変更しないことが推奨される。
第二十条（事故及びインシデントへの対応） 第二十一条（事故等の原因の究明）	2-5	適合性評価要件として、異常発生時の対応手順についてドローン航路利用マニュアルに記載することが想定されているため、マニュアルに詳細を委ねる趣旨の条項が必要となる。
第二十二条（連携データ）	1-3-5	適合性評価要件として、運航事業者に対する飛行許可・申請のための情報提供が求められている。
第三十条（サービスの停止）	1-4、1-5-2	適合性評価要件として、災害時にドローン航路が緊急用務空域と重複する場合やドローン航路のメンテナンスを要する場合等におけるドローン航路の一時的な閉鎖ないしドローン航路サービスの一時的な停止が求められているため、かかる場合にサービスの停止を可能とする条項が必要となる。
第三十二条（記録及び保守）	2-7	適合性評価要件として、ドローン航路の構築から廃止に至るまでに必要な書類やデータについて内容を記録し、保存期間を定めること、ドローン航路サービスを構成する機器・システムについては定期的に保守すべきものを確定すること等が求められている。但し、記録内容の詳細や保存期間については、本標準約款記載の内容は一例に過ぎず、必ずしも本標準約款と同一の内容とすることを求めるものではない。
第三十三条（サービス利用料の支払）	1-3-4	適合性評価要件として、ドローン航路運営者は、運航事業者にドローン航路サービスを提供し、運航事業者から支

標準約款の条文	適合性評価要件の項目	適合性評価要件の内容との関係
		払われるサービス利用料等をもとに事業運営を行うことが想定されている。
第三十五条（ドローン航路運営者の責任）	1-4 d), 2-3-2(1)b), 2-3-3	適合性評価要件として、ドローン航路運営者、運航事業者それぞれの責任範囲等を明確にすること、及び約款に定めて契約を締結することが求められている。但し、責任範囲の内容について必ずしも本標準約款記載の内容とすることを求めるものではない。
第三十六条（運航事業者の責任）	1-4d), 2-3-2(1) b) , 2-3-3	同上
第三十七条（対第三者責任）	1-4d), 2-3-2(1) b) , 2-3-3	適合性評価要件として、第三者に対する責任を明確にすることが求められている。但し、責任範囲の内容について必ずしも本標準約款記載の内容とすることを求めるものではない。
第四十一条（解除）	2-3-2(1)b)	適合性評価要件として、契約解除の条件・方法を明確にすることが定められている。但し、必ずしも本標準約款記載の内容とすることを求めるものではない。
第四十二条（反社会的勢力の排除）	2-3-2(1)b)	同上

ドローン航路サービス利用契約書²

ドローン航路運営者及び運航事業者は、運航事業者によるドローン航路サービスの利用に関し、以下のとおりドローン航路サービス利用契約（以下「本契約」という。）を締結する。

頭書

（１）利用するドローン航路

ドローン航路運営者	
航路区画	
相互乗り入れ 可能航路 ³	

（２）サービス利用料⁴

[基本料]	[円/月]
[航路利用料]	[円/[時間/距離]]
[相互乗り入れ料]	
[機体・ペイロード 利用料]	
[離着陸場利用料]	
請求・支払の時期 ⁵	[航路運営者は月末締めで翌月●日までに請求し、運航事業者は翌月末日までに支払う。]
支払方法	
キャンセル料 ⁶	

² 本契約は印紙税法上の課税文書には該当しないものとして、収入印紙の貼付は不要と解される。

³ ドローン航路運営者が相互乗り入れ契約を締結しているドローン航路の名称を全て記載する。

⁴ 本標準約款では基本料、航路利用料、相互乗り入れ料、機体・ペイロード利用料、離着陸場利用料の五種類の料金を想定しているものの、具体的にどのような料金体系を設定するかは各ドローン航路運営者の判断に委ねられる。

⁵ 本標準約款では月末締めで請求することを想定しているものの、請求の時期や支払の時期は航路運営者の判断に委ねられ、上記の記載は一例に過ぎない。

⁶ キャンセル料を発生させるか、及びその条件は各ドローン航路運営者の判断に委ねられる。ドローン航路運営者においてキャンセルポリシーを策定している場合は、「別紙キャンセルポリシーのとおり」等記載することで対応することが考えられる。

(3) 契約期間

契約期間	年 月 日から 年 月 日まで
------	-----------------

(4) 特記事項

本契約のその他の条件は、別紙「ドローン航路サービス約款」に定める内容に従うものとする。

本契約締結の証として本書二通を作成し、ドローン航路運営者及び運航事業者が記名押印の上、各自一通を保有する。但し、ドローン航路運営者及び運航事業者が別途合意した場合、本契約を本書の電磁的記録を作成し、それぞれ別途合意した方法により電子署名を行った上、当該電磁的記録を双方保有する。

年 月 日

ドローン航路運営者

[住所]

[名称]

[代表者肩書・氏名]

運航事業者

[住所]

[名称]

[代表者肩書・氏名]

別紙 ドローン航路サービス約款

第一章 総則

(目的)

第一条 本約款は、ドローン航路運営者と運航事業者との間で締結するドローン航路サービス利用契約（以下「本契約」という。）における基本的な条件を定めるものである。

(定義)

第二条 本約款において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 ドローン 航空法第二条第二十二項に定める無人航空機をいう。
- 二 飛行 ドローンが実際に空中を飛んでいる状態をいう。
- 三 運航 ドローンが飛行するために必要なブリーフィング、点検等の飛行前後の作業、機体の作動及び飛行自体の全体をいう。
- 四 ドローン航路 頭書（１）に記載する区画〔（相互乗り入れ可能航路を含む。）⁷〕に存する、第三条第一項に定めるドローン航路サービスを提供する範囲としてドローン航路運営者が指定する、ドローンの落下リスクを考慮し、飛行するドローンが落下した場合においてもその落下範囲があらかじめ設定された最大落下範囲に収まるように機械的に算出された空間をいう。
- 五 最大落下範囲 ドローンが落下し得る場所として、人口密度や重要施設等を考慮してドローン航路運営者と地上関係者との調整の上で決定された、立入管理措置がされている範囲をいう。
- 六 飛行経路計画可能空間 ドローン航路の中で、飛行経路を計画することが可能な空間としてドローン航路運営者が指定する空間をいう。
- 七 ドローン航路システム ドローン航路を飛行するドローン及びその運航事業者に対し、航路提供とその運用サービスを提供するシステムをいう。
- 八 ドローン航路運営者 頭書（１）に記載するドローン航路運営者をいう。
- 九 運航事業者 ドローン航路運営者と本契約を締結し、ドローン航路サービスを利用してドローンを運航させる事業を行う者をいう。
- 十 離着陸場 ドローンポートを含めた、ドローンが離着陸を行う場所をいう。
- 十一 ペイロード ドローンに搭載するカメラやセンサー等の機材をいう。
- 十二 地上関係者 森林、河川又は送電線若しくは鉄道等の地上の設備を管理する者

⁷ 運航事業者と相互乗り入れ先との間で別途利用契約を締結する場合、〔（相互乗り入れ可能航路を含む。）〕との記載は削除する。

- おう若しくは組織、消防署、警察署、地方自治体、国土交通省を総称していう。
- 十三 関係者 地上関係者及び飛行機やヘリコプター等の有人機等の運航事業を行う者若しくは組織又はその他のドローン航路サービスの提供にあたり調整が必要となる者を個別に又は総称していう。
- 十四 立入管理措置 ドローンの飛行経路下において、第三者（ドローンを飛行させる者及びこれを補助する者以外の者をいう）の立入りを制限するために用いる方法（第三者の立入りを制限する旨の看板、コーン、フェンス等の設置、補助者の配置等を含むがこれらに限られない。）をいう。
- 十五 航路アセット予約 ドローン航路及び離着陸場の予約をいう。但し、運航事業者が第三条第六号に定める機体貸出サービスの提供を受ける場合は、使用する機体及びペイロードの予約を含む。
- 十六 航路アセット予約サービス 運航事業者がドローン航路の利用に先立ち、ドローン航路システムを用いて航路アセット予約を行うことを可能とするサービスをいう。
- 十七 安全管理サービス ドローン航路運営者が運航中のドローンの安全管理を支援するため、ドローン航路システムを用いて飛行中のドローンの飛行経路計画可能空間逸脱及び立入管理措置が講じられている区画内への第三者の立入等をモニタリングするサービスをいう。
- 十八 関係者周知サービス 第十五条に定める関係者への周知を行うサービスをいう。
- 十九 特定飛行 航空法第百三十二条の八十七に定める特定飛行をいう。
- 二十 飛行計画 航空法第百三十二条の八十八に定める飛行計画をいう。
- 二十一 法令等 条約並びに国内外の法律、政令、通達、規則、命令、条例、ガイドライン、司法当局若しくは行政機関の判決、決定、命令、行政指導、勧告等又は金融商品取引所その他の自主規制機関の規則若しくは勧告等その他の規制を意味する。
- 二十二 許認可等 免許、許可、認可、承認、同意、免除、登録、届出及び報告その他これらに類する効力を有する政府機関により付与される資格を意味する。
- 二十三 ドローン航路利用マニュアル ドローン航路運営者が作成する、ドローン航路の利用方法を示すマニュアルをいう。
- 二十四 災害等 台風、地震、洪水、津波その他の天変地異、戦争、暴動、反乱、革命、テロ行為、法令等の制定・改廃、公権力による命令・処分その他の政府による行為、争議行為、輸送機関・通信回線等の事故その他不可抗力をいう。
- 二十五 リスク評価ガイドライン 公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構福島ロボットテストフィールド作成に係る「安全確保措置検討のための無人航空機の運航リスク評価ガイドライン」（その後の改訂・改正含む。）をいう。

- 二十六 連携データ ドローン航路システムを介してドローン航路運営者及び運航事業者の間で連携されるデータをいう。
- 二十七 データ提供者 ドローン航路システムを介してデータ利用者に対して連携データを提供する者をいう。
- 二十八 データ利用者 ドローン航路システムを介してデータ提供者から連携データの提供を受ける者をいう。
- 二十九 データ関連条件 データ提供条件及びデータ利用条件をいう。
- 三十 データ提供条件 データ提供者が、ドローン航路システムを介して設定した、データ利用者に対し連携データを提供するための条件をいう（変更される場合には、その変更後のものを意味する）。
- 三十一 データ利用条件 データ提供者が、ドローン航路システムを介して設定した、データ利用者が連携データを利用するための条件（変更される場合には、その変更後のものを意味する）。ただし、対応する連携データの第三者への提供に関する条件を含まない。
- 三十二 緊急用務空域 航空法施行規則第二百三十六条の七十一第一項第四号に定める緊急用務空域をいう。
- 三十三 キャンセル料 頭書（２）に定めるキャンセル料をいう。
- 三十四 相互乗り入れ 複数事業者がドローン航路サービスを提供するドローン航路にまたがって運航することをいう。
- 三十五 [相互乗り入れ可能航路 頭書（１）に定める相互乗り入れ可能航路をいう。]
- 三十六 [相互乗り入れ先 相互乗り入れ可能航路を運営する事業者をいう。]⁸

第二章 ドローン航路サービス

（ドローン航路サービスの内容・範囲）

第三条 ドローン航路運営者は、運航事業者に対し、次に掲げるサービス（以下、総称して「ドローン航路サービス」という。）を提供する。但し、第六号に定めるサービス（以下「機体貸出サービス」という。）は、別途ドローン航路運営者と運航事業者との間で貸出しに関する条件について合意することを条件として提供するものとする。

- 一 ドローンが飛行する範囲の関係者との事前調整
- 二 ドローン航路及び離着陸場の整備及び管理
- 三 飛行許可及び承認申請に用いる情報の提供
- 四 ドローン航路システムを利用した、航路アセット予約サービス、安全管理サービ

⁸ 運航事業者と相互乗り入れ先との間で別途利用契約を締結する場合、2条35号及び36号は削除する。

- ス、関係者周知サービス及び精算・決済サービスの提供
- 五 立入管理措置の支援
- 六 ドローン機体及びペイロードの貸出し

(飛行レベル等)

第四条 運航事業者は、ドローン航路においてはレベル3及びレベル3.5の飛行形態によりドローンを飛行させるものとする。

(機体の仕様)

第五条 運航事業者は、ドローン航路サービスを利用する場合、ドローン航路運営者が要求する仕様を充足する機体を使用しなければならない。

(配送貨物の規制)

第六条 運航事業者は、ドローン航路サービスの利用にあたり、法令等によりドローンによる配送が禁止されている貨物その他ドローン航路運営者が指定した貨物を配送してはならない。

第三章 ドローン航路利用手続

(ドローン航路の利用に必要な手続)

第七条 運航事業者が飛行経路計画可能空間においてドローンを飛行させるにあたっては、法令等及びドローン航路運営者の指定する方法に従い、次に定める手続を完了しなければならない。

- 一 当該利用に係る特定飛行の許可又は承認の取得、及び当該利用に係る飛行計画の国土交通大臣への通報、その他法令等に基づき必要な手続
- 二 第九条に定める資料の提出
- 三 航路アセット予約
- 四 第十二条の定めにより試験飛行が必要とされる場合、同条に定める試験飛行
- 五 第十三条の定めにより講習の受講が必要とされる場合、同条に定める講習の受講
- 六 第十四条の定めにより保険の加入が必要とされる場合、同条に定める保険の加入

(申請のための情報提供)

第八条 ドローン航路運営者は、運航事業者に対して、運航事業者がドローン航路における特定飛行の許可又は承認の申請を行うことを目的として、ドローン航路運営者が当該申請に必要と認める情報（飛行経路等の安全管理体制の構築に関する情報、機体情報等のドローンの性能及び追加基準への適合性に関する情報、その他特定飛行の許可又は承

認申請に要する情報を含む。以下「飛行申請準備支援情報」という。)を提供する。

(資料提出)

第九条 運航事業者は、ドローン航路運営者に対して、飛行経路計画可能空間におけるドローンの飛行に先立ち、以下の各号に定める資料を提出するものとする。

- 一 当該利用に係る特定飛行の許可又は承認その他の飛行に必要な許認可等を取得していることを証する書類
- 二 その他ドローン航路運営者が合理的に提出を要求した書類

(航路アセット予約)

第十条 運航事業者は、飛行経路計画可能空間においてドローンを飛行させるにあたり、ドローン航路利用マニュアルに従い、ドローン航路システムを用いて、航路アセット予約を行うものとする。

(予約の変更又はキャンセル)⁹

第十一条 運航事業者は、ドローン航路システムを用いて、航路アセット予約を変更又はキャンセルすることができる。但し、第三十四条の定めに従いキャンセル料を負担するものとする。

- 2 ドローン航路運営者は、第十八条第一項に定める航路適合性評価において航路アセット予約に係る飛行が不適合であると判断した場合、航路アセット予約をキャンセルすることができるものとする。

(試験飛行)

第十二条 ドローン航路運営者は、ドローン航路における安全な運航の維持・確保の観点から必要がある(ドローン航路を初めて利用する場合、使用する機体を変更した場合、ドローン航路付近において送電線、鉄塔、ビル等の高層の構造物が新設された場合を含むがこれらに限られない。)とドローン航路運営者が認めた場合、運航事業者に対して試験飛行の実施を指示することができるものとし、運航事業者は、飛行経路計画可能空間におけるドローンの飛行に先立ち、ドローン航路運営者の指示に従い当該ドローン航路における試験飛行を実施するものとする。

- 2 前項の試験飛行の費用は、運航事業者の負担とする。

(講習の受講)

⁹ キャンセル料を発生させるか、及びその条件は各ドローン航路運営者の判断に委ねられる。ドローン航路運営者においてキャンセルポリシーを策定している場合は、「別紙キャンセルポリシーのとおり」等記載することで対応することが考えられる。

第十三条 運航事業者は、ドローン航路運営者が指示した場合には、飛行経路計画可能空間におけるドローンの飛行に先立ち、ドローン航路運営者が指定する講習を受講するものとする。

(保険への加入)

第十四条 運航事業者は、ドローン航路運営者が指示した場合には、飛行経路計画可能空間においてドローンを飛行させるにあたり、ドローン航路運営者が指定する保険に加入するものとする。

(関係者周知)

第十五条 ドローン航路運営者は、必要に応じて、以下の情報の一部又は全部につき関係者に対する周知又は公表を行うものとし、運航事業者はあらかじめこれに同意する。

- 一 航路アセット予約に係る航路及び日時
- 二 飛行の目的
- 三 当該飛行の際に発生し得るリスクの内容
- 四 当該リスクを踏まえた安全対策
- 五 その他ドローン航路運営者が必要と認める事項

第四章 ドローンの飛行

(遵守事項)

第十六条 運航事業者は、以下の各号に定める全ての事項（以下「本遵守事項」という。）を遵守することを条件として、予約した日時及びドローン航路において、ドローンを飛行させることができる。

- 一 法令等、許認可等、ドローン航路利用マニュアル、本契約及びドローン航路運営者が指定するセキュリティポリシーをそれぞれ遵守すること。
- 二 飛行終了までの間、当該飛行に係る許認可等の効力を有効に維持すること。
- 三 本契約に基づきドローン航路運営者から提供を受けるドローン航路システムを利用した安全管理サービス及び立入管理措置の支援の利用を含む、ドローンを安全に飛行させるための措置を講じること。
- 四 リスク評価ガイドライン又はその他適切な資料に基づくリスクアセスメントを実施する等の方法により、飛行の方法及び場所に依りて生じるおそれがある飛行のリスクを事前に検証すること。
- 五 ドローン航路及びその周辺の状況に注意し、かつ、ドローン航路運営者の指示に従い、安全な飛行を行うこと。
- 六 事故発生時等の緊急時には、本契約及びドローン航路利用マニュアルに従い対応す

ること。

(運航事業者の責務)

第十七条 運航事業者は、自らの責任において、ドローンが飛行に支障がないことその他飛行に必要な準備がそろっていることを確認し、ドローンを飛行させる際の安全を確保するために必要な体制を構築した上で、操縦及び飛行を行う。

2 航路アセット予約に係る日時において、ドローン航路での飛行を実施するか否かの最終判断は、運航事業者が、当日の天候、第十八条第一項に定める航路適合性評価の結果その他の事情を考慮の上で、責任をもってこれを行う。

(ドローン航路運営者の責務)

第十八条 ドローン航路運営者は、ドローン航路システムを利用し、飛行前及び飛行中に当該飛行に係る航路適合性評価を行い、その結果を運航事業者に対して適時に通知するものとする。

2 ドローン航路運営者は、ドローン航路システムを利用し、飛行中の飛行経路計画可能空間からの逸脱検知を行い、運航事業者が飛行させるドローンが飛行経路計画可能空間から逸脱したことを検知した場合は、直ちに運航事業者に対して通知するものとする。

3 ドローン航路運営者は、[自ら又は相互乗り入れ先をして、]¹⁰ドローン航路システムの維持管理並びにドローン航路の整備及び維持管理を行うものとする。

4 ドローン航路運営者は、[自ら又は相互乗り入れ先をして、]¹¹運航事業者がドローン航路内でドローンを飛行する際、運航事業者による立入管理措置を支援する。本項に定めるサービスに係るサービスレベルは、別表1に定めるとおりとする。

5 ドローン航路運営者は、必要に応じて、ドローン航路サービスの提供に必要となる関係者との調整、及び第十五条に基づく関係者への周知を行うものとする。

(飛行の一時停止又は中止等)

第十九条 運航事業者は、天候、ドローンの不具合その他の事情によりドローンの安全な飛行が困難と判断した場合は、直ちに航路アセット予約を変更若しくはキャンセルし、又は飛行を一時停止若しくは中止するものとする。

第五章 事故及びインシデントへの対応

¹⁰ 運航事業者と相互乗り入れ先との間で別途利用契約を締結する場合、[自ら又は相互乗り入れ先をして、]との記載は削除する。

¹¹ 運航事業者と相互乗り入れ先との間で別途利用契約を締結する場合、[自ら又は相互乗り入れ先をして、]との記載は削除する。

(事故及びインシデントへの対応)

第二十条 運航事業者は、以下の各号に定める事由（以下「事故等」という。）のいずれかが発生した場合には、ドローン航路利用マニュアルに従い、速やかに必要な措置を講じるとともに、ドローン航路運営者その他の関係者に対する報告を行うものとする。

- 一 航空法第百三十二条の九十に定める事故が発生した場合
- 二 航空法第百三十二条の九十一に定める事態が発生した場合
- 三 運航事業者が航路アセット予約に係る予約日時を超過して飛行した場合
- 四 運航事業者が航路アセット予約に係る飛行経路計画可能空間の範囲を逸脱して飛行した場合
- 五 離着陸場等ドローン航路内の設備を損壊した場合
- 六 その他ドローン航路利用マニュアルに定める事由が発生した場合

(事故等の原因の究明)

第二十一条 事故等が発生した場合、ドローン航路運営者及び運航事業者は、事故等の原因究明に向けて相互に協力するものとする。

第六章 データの連携

(連携データの内訳)

第二十二条 ドローン航路運営者及び運航事業者は、以下の各号に定める連携データを、ドローン航路システムにおいて相手方に対し連携する¹²。

- 一 飛行申請事前準備支援情報
- 二 航路アセット予約情報（サービス利用料の金額に関する情報を含む。）
- 三 ドローン航路の運航条件（運航速度、高度等）、環境要件（風速、周辺環境等）
- 四 規制又はイベントによるドローン航路の利用制限情報
- 五 ドローンの飛行中における飛行経路計画可能空間からの逸脱アラート（以下「逸脱アラート」という。）
- 六 ドローンの飛行中における飛行経路計画可能空間からの逸脱割合
- 七 第三者立入管理用カメラ映像
- 八 空間情報
- 九 サービス利用料の精算情報
- 十 運航事業者情報

¹² 本項で列挙している情報には、UTMS（UAS Traffic Management System）、SDSP（Supplemental Data Service Provider）等のドローン航路システムに関連する外部システムを用いることにより取得可能なものも含まれる。ドローン航路運営者の各システムの利用状況や必要性に応じ、ドローン航路運営者・運航事業者間において連携するデータを追加又は削除して利用することを想定している。

- 十一 ドローンの落下分散範囲に関する情報
- 十二 ドローンの初期故障に関する情報
- 十三 ドローン FPV に係る点群データ
- 十四 ドローン機体の取得するテレメトリデータ
- 十五 飛行計画
- 十六 その他データ提供者及びデータ利用者間で連携することを合意したデータ

(データ関連条件の設定)

第二十三条 データ提供者は、ドローン航路システムを介して、データ利用者に対してデータ関連条件を設定する。

- 2 データ関連条件の変更は、ドローン航路システムを介する方法により行う。
- 3 データ提供者は、データ関連条件の範囲内で連携データを利用するデータ利用者に対し、連携データに関する知的財産権、人格権その他一切の権利利益に基づく請求をしてはならない。

(連携データの保証)

第二十四条 データ提供者は、データ利用者に対し、自らが提供する以下各号の連携データについて、以下の各号に定める事項を保証する。

- 一 全ての連携データ データ利用条件に従った連携データの利用ができること、及び連携データが法令上必要な手続を履践されて適法に取得及び提供されていること
- 二 ドローンの落下分散範囲に関する情報及びドローン機体の初期故障に関する情報
第1号の保証事項に加え、連携データの内容の正確性
- 2 データ提供者は、前項の各号に定める保証事項を除いて、連携データについてその他一切の事項を保証しない。
- 3 連携データが第一項の保証に違反し、又は違反するおそれがある場合、データ提供者は、データ利用者に対し、該当する事項を直ちに通知する。

(連携データの更新)

第二十五条 データ提供者は、以下の各号に定める連携データに変更があった場合、速やかに変更後のデータを、データ利用者に対し提供する。

- 一 飛行申請事前準備支援情報
- 二 第三者立入管理用カメラ映像
- 三 逸脱アラート
- 四 ドローン FPV に係る点群データ
- 五 ドローン機体の取得するテレメトリデータ

(連携データの第三者提供)

第二十六条 データ利用者は、第三者に対し、連携データを提供してはならず、第三者が連携データの内容を容易に知りうるようにしてはならない。ただし、次の各号の連携データについて、以下の各号に定める第三者に提供する場合は、この限りでない。

- 一 飛行申請事前準備支援情報 航空局、データ利用者である運航事業者がドローン運航に関する業務の全部又は一部を委託する第三者
- 二 第三者立入管理用カメラ映像、逸脱アラート データ利用者である運航事業者がドローン運航に関する業務の全部又は一部を委託する第三者
- 三 その他データ提供者とデータ利用者が書面で事前に合意した第三者

(データ利用者による連携データに関する情報提供)

第二十七条 データ提供者から提供された連携データに誤り、不足その他データの内容の正確性、第三者の権利利益の侵害又は法令違反の問題を発見した場合には、データ利用者は、データ提供者に対し、その内容を速やかに連絡する。

(本契約の終了後の措置)

第二十八条 本契約が終了した場合、データ利用者は、データ提供者から提供を受けた連携データを以後利用してはならず、本契約終了後直ちに、データ提供者から提供を受けた全ての連携データを、各連携データが記録された媒体から消去しなければならない。

第七章 その他ドローン航路運営者の権利義務

(ドローン航路サービス利用の一時停止)

第二十九条 ドローン航路運営者は、以下の各号のいずれかに該当する場合、運航事業者に対して、ドローン航路サービス利用の一時停止を求めることができるものとし、運航事業者はこれに応じるものとする。

- 一 運航事業者が本遵守事項のいずれかに違反した場合
- 二 ドローン航路運営者が指示したにもかかわらず運航事業者が第十二条に定める試験飛行を実施していない場合。
- 三 関係者からの合理的な要請に従うためやむを得ない場合
- 四 その他ドローン航路運営者がドローン航路の安全管理の観点から必要があると認めた場合

(ドローン航路サービス提供の停止)

第三十条 ドローン航路運営者は、以下の各号のいずれかに該当する場合、ドローン航路サービスの提供を停止することができるものとする。

- 一 ドローン航路システムにおいて、サイバー攻撃又はシステム不具合が生じ、ドローン航路サービスの提供が困難となった場合
 - 二 ドローンの安全な飛行に影響が及びうる災害等が発生した場合
 - 三 ドローン航路の全部又は一部が緊急用務空域として指定された空域と重複する場合
 - 四 事故等の原因究明に必要な場合
 - 五 ドローン航路ないし離着陸場の工事ないし整備のためにやむを得ないと認められる場合
 - 六 ドローン航路登録制度に係るサーベランス又は認証維持審査を実施する場合
 - 七 その他ドローン航路運営者がドローン航路の安全管理の観点から必要があると認めた場合
- 2 ドローン航路運営者は、前項の規定に基づきサービスの提供を停止した場合、インターネット又は運航事業者が認識し得るその他の方法により、サービス停止後のドローン航路の状況やサービス提供再開の見込み等に関する情報を随時提供するものとする。

(報告の要請)

- 第三十一条 ドローン航路運営者は、運航事業者が法令等、本契約又はドローン航路利用マニュアルを遵守していることを確認するため、必要に応じて、運航事業者に対し必要な報告を求めることができる。
- 2 運航事業者は、合理的な範囲内で前項の報告に協力するものとする。

(記録及び保守)

- 第三十二条 ドローン航路運営者は、[自ら又は相互乗り入れ先をして、]¹³ドローン航路サービスの提供に係る機器及びシステムのうち定期的な保守が必要なものについて、定期的に保守作業を実施するものとする。
- 2 ドローン航路運営者は、[自ら又は相互乗り入れ先をして、]¹⁴別表2に定める情報及びデータを、別表2に定める保存期間の間記録するものとする。

第八章 サービス利用料

(サービス利用料の支払)

- 第三十三条 運航事業者は、頭書(2)の定めに従い、ドローン航路運営者に対してサービス利用料を支払うものとする。

¹³ 運航事業者と相互乗り入れ先との間で別途利用契約を締結する場合、[自ら又は相互乗り入れ先をして、]との記載は削除する。

¹⁴ 運航事業者と相互乗り入れ先との間で別途利用契約を締結する場合、[自ら又は相互乗り入れ先をして、]との記載は削除する。

(サービス利用料の払戻し等)

第三十四条 ドローン航路運営者は、運航事業者により航路アセット予約が変更若しくはキャンセルされ、かつキャンセル料が発生する場合、以下の各号の定めに従って処理するものとする。

- 一 ドローン航路運営者においてサービス利用料を受領済みである場合、ドローン航路運営者は、運航事業者に対し、当該サービス利用料からキャンセル料相当額を控除した金額を払い戻す。
 - 二 ドローン航路運営者においてサービス利用料を受領していない場合、運航事業者は、ドローン航路運営者に対し、キャンセル料を支払う。
- 2 前項の定めにかかわらず、航路アセット予約の変更又はキャンセルが以下の各号に定める事由のいずれかに基づくものである場合、前項第一号に定める場合についてはドローン航路運営者がキャンセル料相当額の控除を行わずにサービス利用料全額を払い戻すものとし、前項第二号に定める場合については運航事業者がキャンセル料の支払義務は発生しないものとする。
- 一 第三十条に基づくドローン航路サービスの提供の停止
 - 二 運航事業者の責めに帰すことのできない事由による航路アセット予約の変更又はキャンセル

第九章 責任

(ドローン航路運営者の責任)

第三十五条 ドローン航路運営者は、ドローン航路、離着陸場若しくは立入管理措置の設計、設置、整備若しくは管理の瑕疵、ドローン航路システム、運航事業者に貸し出したドローン機体若しくはペイロードの障害若しくは不具合（以下これらを併せて「瑕疵等」という。）又はドローン航路運営者による本契約への違反に起因して運航事業者が損害を被った場合、運航事業者に対して、当該損害を賠償する責任を負う。

- 2 前項の賠償責任は、直接の損害に限るものとし、逸失利益及び間接的な損害は含まないものとする。
- 3 前二項の定めにかかわらず、ドローン航路運営者は、次の各号に定める事由により生じた瑕疵等については、運航事業者に対する損害賠償責任を負わないものとする。
 - 一 災害等
 - 二 ドローン航路運営者の責めに帰すべき事由によらない盗難、サイバー攻撃その他第三者からの攻撃等
 - 三 不可抗力による火災
 - 四 運航事業者の故意による行為

五 運航事業者による法令等、許認可等、本契約又はドローン航路利用マニュアルへの違反

- 4 ドローン航路運営者は、第二十九条に基づくドローン航路サービス利用の一時停止又は第三十条に基づくドローン航路サービス提供の停止に起因又は関連して運航事業者が被った損害について、これを賠償又は補償する責任を負わないものとする。

(運航事業者の責任)

第三十六条 運航事業者による本契約の違反によりドローン航路運営者が損害を被った場合、運航事業者は、ドローン航路運営者に対し、当該損害を賠償する責任を負う。

(対第三者責任)

第三十七条 運航事業者は、ドローン航路サービスの利用に関して[相互乗り入れ先又は]¹⁵第三者に損害を及ぼした場合、[当該相互乗り入れ先又は]¹⁶第三者に対してその損害を賠償しなければならない。但し、当該損害のうち瑕疵等に起因して生じたものについては、ドローン航路運営者が負担する。

- 2 前項に定める場合その他ドローン航路サービスの利用に関して第三者との間に紛争を生じた場合は、ドローン航路運営者と運航事業者が協力してその解決にあたるものとする。

第十章 ドローン航路の廃止

(ドローン航路の廃止)

第三十八条 ドローン航路運営者は、ドローン航路[(相互乗り入れ可能航路を除く。以下本条において同じ。)]¹⁷の全部又は一部を廃止する場合、遅くとも廃止の1か月前までに、運航事業者に対して、廃止の対象となるドローン航路及び廃止日を通知するものとする。

- 2 ドローン航路運営者がドローン航路の全部を廃止する場合、本契約は、廃止日をもって自動的に終了するものとする。
- 3 ドローン航路運営者がドローン航路の一部を廃止する場合[又は第4項に定める場

¹⁵ 運航事業者と相互乗り入れ先との間で別途利用契約を締結する場合、[相互乗り入れ先又は]との記載は削除する。

¹⁶ 運航事業者と相互乗り入れ先との間で別途利用契約を締結する場合、[相互乗り入れ先又は]との記載は削除する。

¹⁷ 運航事業者と相互乗り入れ先との間で別途利用契約を締結する場合、[相互乗り入れ先又は]との記載は削除する。

合]¹⁸、本契約のうち廃止される航路に係る部分は当該航路の廃止日をもって自動的に終了するものとする。

[4 ドローン航路運営者は、相互乗り入れ先から、当該相互乗り入れ可能航路を廃止する旨及び廃止日の通知を受けた場合、当該廃止の事実及び廃止日を速やかに運航事業者に対して通知するものとする。]¹⁹

第十一章 期間・解除

(契約期間及び更新)

第三十九条 本契約の契約期間は、頭書(3)に記載するとおりとする。但し、期間満了の1か月前までにドローン航路運営者及び運航事業者のいずれからも変更又は終了の申し入れがない場合には、本契約は同一の条件で自動的に1年間更新され、以後同様とする。

(解約)

第四十条 運航事業者は、ドローン航路運営者に対して1か月前に書面により通知することにより、本契約を解約することができる。

(解除)

第四十一条 ドローン航路運営者及び運航事業者は、相手方が以下の各号のいずれかに該当する場合(但し、運航事業者が解除する場合は、ドローン航路運営者が第一号又は第二号のいずれかに該当する場合に限る。)、書面による通知により本契約を解除することができる。

- 一 本契約又はドローン航路利用マニュアルのうち重大な事項に違反(但し、第二号から第四号に掲げる場合を除く。)し、書面による催告にもかかわらず30日以内に当該違反が是正されない場合
 - 二 法令等又は許認可等に違反した場合
 - 三 本遵守事項のいずれかに違反した場合
 - 四 第二十九条に基づく一時停止の求めに応じなかった場合
- 2 ドローン航路運営者及び運航事業者は、相手方が以下の各号のいずれかに該当する場合、何らの催告、通知を要することなく直ちに本契約を解除することができる。
- 一 監督官庁より営業の許可取消し、停止等の処分を受けた場合

¹⁸ 運航事業者と相互乗り入れ先との間で別途利用契約を締結する場合、[又は第4項に定める場合]との記載は削除する。

¹⁹ 運航事業者と相互乗り入れ先との間で別途利用契約を締結する場合、第4項全体を削除する。

- 二 支払停止、支払不能、債務超過その他法的倒産手続開始原因が発生し、又は当該手続開始の申立てがされた場合
- 三 差押え、仮差押え、仮処分若しくは競売の申立て又は公租公課の滞納処分を受けた場合

(反社会的勢力の排除)

第四十二条 ドローン航路運営者及び運航事業者は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。

- 一 自らが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと。
 - 二 自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が反社会的勢力ではないこと。
 - 三 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。
 - 四 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。
 - ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
- 2 ドローン航路運営者及び運航事業者は、相手方が前項に該当するか否かを判断するために調査を要すると判断した場合、その求めに応じて、その調査に協力し、ドローン航路運営者及び運航事業者が必要と判断する資料を提出しなければならない。
- 3 ドローン航路運営者及び運航事業者は、相手方が第一項各号の確約に反する事実が判明した場合、又は本契約締結後に自ら若しくは役員が反社会的勢力に該当した場合、何らの催告を要することなく直ちに本契約を解除することができる。
- 4 前項の規定により本契約が解除された場合には、解除された者は、その相手方に対し、相手方の被った損害を賠償するものとし、また、解除により自身に生じる損害について一切の請求を行わないものとする。

第十二章 一般条項

(権利義務の譲渡等の禁止)

第四十三条 運航事業者は、本契約に基づく権利義務又は契約上の地位の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。ただし、ドローン航路運営者が事前に書面により同意した場合はこの限りでない。

(本契約の変更等)

第四十四条 本契約の内容は、ドローン航路運営者と運航事業者との間で書面により合意

した場合に限り変更又は修正することができるものとする。

(分離可能性)

第四十五条 本契約の一部の条項が無効、違法又は執行不能となった場合においても、その他の条項の有効性、適法性及び執行可能性は、いかなる意味においても損なわれることなく、また、影響を受けない。

(準拠法)

第四十六条 本契約は、日本法に準拠し、同法に従って解釈される。

(合意管轄)

第四十七条 ドローン航路運営者及び運航事業者は、本契約に関して生じた紛争については、ドローン航路運営者の本店所在地を管轄する地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

(協議事項)

第四十八条 本契約に定めのない事項及び本契約の解釈につき相違のある事項については、本契約の趣旨に従い、両当事者間で誠実に協議の上、これを解決する。

(以下本頁余白)

別表1（第十八条第四項関係） 立入管理措置の支援に係るサービスレベル²⁰

#	立入管理措置の種類	立入管理措置の支援内容	大項目	小項目	目標値	補足
1	補助者	運航事業者のドローン飛行時に人の立ち入りを管理する	立入管理の徹底度	制限不可能時の通知期限	予約した飛行時間の○分前	万一、人の立ち入りが制限できない状態になった時に、連絡する時間（例：河川でのイベント開催）
				制限不可能となる割合	○%	立入制限ができない事態となる割合
			立入時の連絡体制	運航事業者からの問い合わせへの応答時間	○秒	運航事業者が安全性確認のために電話をした際の応答時間
				運航の一時停止（上空待機）の連絡期限	○秒	ドローンによる道路等横断時などに、一時的な待機指示を出すための連絡期限。目標値はドローンが飛行している地点から待機場所到着までの所要時間を指す。
			事故時の対応	現地での対応	－	被害者救護、事故発生の周知
				連絡	○分	運航事業者への一報期限（事故後の連絡期限、現地対応を優先）
2	地上カメラ監視	運航事業者の運航時（予約）に、当該場所のカメラ映像を、運航事業者に提供する	運用性	可用性	○.○○%	映像が途絶える確率
				閲覧可能時間	○分	予約時刻の前後 x 分から見ることができるか
			映像品質	ピクセル	○ x ○	解像度
				遅延	○秒	映像データの遅延
			検知	誤検知しない確率	○%	人がいると認識された場合に、実際にも人がいる割合（c.f. Precision）

²⁰ サービスレベルの内容は一例である。ドローン航路運営者は、本標準約款を参照してドローン航路サービスの提供に係る運航事業者との契約を締結する際、サービス内容に合わせて適宜別表1のサービスレベルを修正すること。

#	立入管理措置の種類	立入管理措置の支援内容	大項目	小項目	目標値	補足
				見逃さない確率	○%	実際に人がいる状態を、いると判断できる割合 (d.f. Recall)
3	物理的制限	フェンスを設置する	フェンスの高さ		○メートル	物理的な仕様
			制限完全性の確認頻度		週○回	設置が常時保たれているかの確認頻度
4	自然環境による隔離及び周知	立て看板による周知を行う	立て看板の大きさ		縦○○メートル、横○メートル	物理的な仕様
			周知完全性の確認頻度		週○回	設置が常時保たれているかの確認頻度

別表2（第三十二条関係） 記録及びその保存期間²¹

#	書類・データ名	保存期間	保存期間の起算日
1	ドローン航路システム 運航記録	10年	運航記録した日
2	定期点検整備記録	3年	作成の日
3	資格及び教育記録	3年	実施日
4	航路設計に係る記録及びデータ	航路廃止日から10年を経過した日まで	航路登録日
5	ドローン航路利用時にかかる事故等の記録	10年	事故発生日
6	ドローン航路運営者と運航事業者間の契約・約款等	契約終了日から10年を経過した日まで	契約締結日
7	ドローン航路運営マニュアル	航路廃止日から3年を経過した日まで	作成の日
8	ドローン航路利用マニュアル	航路廃止日から3年を経過した日まで	作成の日

²¹ 書類・データ名や保存期間は一例である。ドローン航路運営者は、本標準約款を参照してドローン航路サービスの提供に係る運航事業者との契約を締結する際、保存する書類・データ名やそれらの保存期間に合わせて適宜別表2の記載を修正すること。